朋栄購買契約約款

第１条（契約の成立）本契約は、注文者（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に対し注文書に基づき注文し、乙が係る注文に対して甲に受諾の意思表示を行った時、又は甲に注文請書を発行した時に成立することを原則とする。

２．乙は、甲の注文書を受領した日から７日以内に注文請書を甲に提出するものとし、この期間内に乙から甲の注文書に対する書面による格別の意思表示がなされない場合は、注文書発行の日から起算して７日を経過した日に、乙は甲の注文書による申し込みを承諾したものとみなされる。

第２条（注文内容）本契約に基づく注文内容（甲から乙に業務を委託する場合の業務の内容及び本契約の目的物(売買・業務の委託における対象物を指し、以下、総称して「目的物」という)を指す。）は、注文書・注文請書及びこれに付随関連する見積書・仕様書等の書面に定めるものとし、乙は、甲による注文書の発行前に、見積書・仕様書等の必要な書面を甲に交付しなければならない。

２．乙は、注文内容に業務の受委託が含まれる場合、委託の本旨に従い、自己の裁量と責任において善良な管理者の注意をもって業務を誠実に遂行する。なお、乙は、業務を遂行するため、管理責任者を定め、事務処理上の指揮監督その他業務に従事する要員に対し必要とされる一切の管理監督を行うものとし、甲は、業務に関する委託者としての指図等を行う場合は、管理責任者に対して行うものとし、乙の業務に従事する要員に対し直接指図等を行わないものとする。

第３条（完成・検査・引渡し）目的物の引渡しは、検査合格と同時に完了する。

第４条（所有権の移転）目的物の所有権は、乙が甲に目的物を引き渡した時をもって乙から甲に移転する。

第５条（危険負担）目的物の引渡し前に、甲の責に帰すことのできない事由により目的物に損害が生じたときは、乙の負担とする。

２．目的物の引渡し後に、目的物に生じた損害については、乙の責に帰すべきものを除いて甲の負担とする。

第６条（契約不適合責任）目的物に不適合（種類、品質又は数量に関して本契約(注文書・注文請書の他、見積書・仕様書等の付属書面を当然に含む)の内容に適合しないものをいう。以下同じ。）が発見された場合、甲は乙に対し、無償で不適合の修補、代替品の供給若しくは本契約に定める完全な給付の請求に代えて、又はこれと共に、乙に対し代金減額及び損害賠償の請求をすることができる。

２．甲が、前項の請求をすることができる期間は、目的物が甲又は甲の取引先を通じて消費者、最終需要家に引渡された日から１年間とする。但し、乙の故意・重大な過失により目的物に重大な不適合が生じた場合、甲は、当該引渡日から１年経過後も前項の請求をすることができる。

３．乙は、納入した目的物のいかなる部分も、それらを使用することが、第三者のいかなる著作権、特許権等を侵害するものでないことを甲に保証する。甲による目的物の使用に対し、著作権、特許権その他の権利を侵害し、又はそのおそれがあるときは、乙は、甲に対しその旨速やかに通知し、乙の責任と費用において処理解決する。また、甲による目的物の使用に対し、著作権、特許権その他の権利を侵害したという理由で甲が第三者から差止請求、損害賠償請求その他紛失が生じた場合、甲は、乙に対しその旨速やかに通知する。この場合、乙は、訴訟費用を含む全ての費用を負担して責任をもって当該紛争等を処理、解決するものとする。

第７条（第三者損害）業務遂行のため第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。

第８条（履行遅滞・違約金）乙の責に帰すべき事由により、納期内に目的物を引き渡すことができないとき、又は業務の履行が完了しないときは、甲は、遅滞日数１日につき、契約金額に年３％の割合で計算した額を違約金として乙に請求できる。

第９条（不可抗力免責）天災その他の不可抗力及び甲乙いずれの責に帰さない事由により、本契約の全部若しくは一部の履行の遅延又は不能が生じた場合は、甲乙協議の上、その対応措置を決定するものとする。

第10条（業務の変更、中止等）甲は、必要によって、書面をもって乙に通知の上、業務の追加又は変更をし、若しくは業務の全部若しくは一部の業務を一時中止させることができる。この場合、甲は、乙と協議して納期及び契約金額を変更する。

２．天災その他の不可抗力により目的物に損害が生じたとき、若しくは業務用地等の確保ができない、業務現場の状態が変動したため業務を遂行できない、又は天災その他の不可抗力により業務現場に赴くことができないと認められるときは、甲は、業務の全部又は一部の業務を中止させることができ、この場合、乙と協議して、納期又は契約金額を変更する。

３．乙は、業務の追加、変更、天災その他の不可抗力等の正当な理由があるときは、甲に対しその理由を明示して納期の延長、契約金額の変更又は業務の中止を求めることができる。この場合、甲乙協議し、納期及び契約金額を変更することができる。

第11条（守秘義務）乙は、本契約において取得した甲の経営上、営業上又は技術上その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密に保持し、書面による甲の事前の承諾なくして、これを第三者に開示・漏洩してはならず、また、本契約の履行以外の目的で使用してはならない。

２．乙は、本契約が終了した場合、又は甲から指示があった場合、甲から開示された秘密情報を甲の指示に従い、速やかに破棄、返還又は消去する。

第12条（知的財産権の帰属）本契約に基づく業務に関連して発生したアイデアおよび発明等に関する一切の権利は、甲に帰属する。また、本契約に基づく業務の遂行上、乙が作成した著作物に関する一切の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は、著作物の完成と同時に乙から甲に譲渡されるものとし、乙は著作者人格権を行使しないものとする。

２．前項にかかる対価は、本契約の対価に全て含まれる。

第13条（権利義務の譲渡禁止）甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意なくして本契約から発生する一切の権利又は義務を第三者に譲渡、承継し、担保に供してはならない。

第14条（再委託の禁止）乙は、甲の書面による事前の同意を得ない限り、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとする。なお、甲の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、乙は当該再委託先に対し、乙の責任において本契約に定める乙の義務と同等の義務を再委託先に課し、これを遵守させるものとする。

第15条（解除）甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときには、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 重大な過失又は背信行為があったとき

(2) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(4) 公租公課の滞納処分を受けたとき

(5) その他本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

(6) 解散の決議（合併による場合を除く）をしたとき

２．甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて為した是正催告後も係る違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

３．甲及び乙は、第１項各号及び前項により、甲又は乙が本契約の全部又は一部を解除したときは、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとする。

４．本条に基づく契約の解除は、甲又は乙から相手方への損害賠償請求を妨げない。

第16条（反社会的勢力の排除）甲又は乙は、相手方に対し、現在及び将来において、次の各号の一に該当しないことを表明し保証する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者、その他これらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」という。）

(2) その役員、主要な株主その他実質的に法人の全部又は一部について、支配又は実質的に関与する者が、反社会的勢力であること又は反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していること

(3) 自ら、又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他の違法行為を行うこと

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

２．甲又は乙が前項の表明保証に反した場合、相手方は何ら催告することなく直ちに本契約の全部又は一部について期限の利益を失わせ、又は解除でき、併せて発生した損害の賠償を請求できものとする。

第17条（準拠法・合意管轄）本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して訴訟を提起する場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（協議事項）本契約に定めのない事項、本契約条項中疑義の生じた事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

以上

2026 年 11 月 1 日制定